



特集

2～5面

平成26年度決算を お知らせします

鼓笛隊

平成27年度石川町交通安全・防犯鼓笛隊パレードは、10月14日に南町・荒町通りで行われました。石川小学校、石川文化幼稚園、学法石川高校チアリーディング部や関係団体等が通りをパレードし、交通安全と防犯を呼びかけました。また、パレード前には学法石川高校吹奏楽部による演奏も行われました。

【写真上】石川文化幼稚園の児童の鼓笛

【写真下】チアリーディング部のパレード

町の決算をお知らせします

平成26年度歳入歳出決算が10月1日から開かれた町議会定例会で認定されました。

今回の特集ではこれらの概要についてお知らせします。

各会計の決算の概要

平成26年度の一般会計決算額は、歳入で87億9,137万円（対前年度比11・0％増）、歳出で81億6,673万円（対前年度比10・7％増）となっており、歳入歳出差引額は6億2,464万円、翌年度へ繰り越すべき財源を除き2億8,627万円の黒字決算となりました。

また、一般会計及び各特別会計決算を合わせた総額は、歳入で129億5,881万円、歳出で121億6,980万円となり、ふくしま森林再生事業委託料などの財源として翌年度へ繰り越すべき財源3億3,837万円を除き、4億5,064万円の黒字決算となっています。

会計名		歳入決算額	歳出決算額
一般会計		87億9,137万円	81億6,673万円
特別会計	国民健康保険	21億7,622万円	20億9,781万円
	後期高齢者医療	1億5,996万円	1億5,859万円
	介護保険	15億9,330万円	15億5,122万円
	母畑財産区	2,506万円	552万円
	中谷財産区	1,015万円	24万円
	土地開発事業	1,861万円	1,239万円
	簡易水道事業	1億3,270万円	1億2,758万円
合計		129億5,881万円	121億6,980万円

一般会計 歳入

町民税は昨年度より減収になったものの、固定資産税等が増収になったため、町税は前年度決算額を若干上回り、さらに、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税についても増額となり、一般財源総額は前年度を上回る決算となりました。

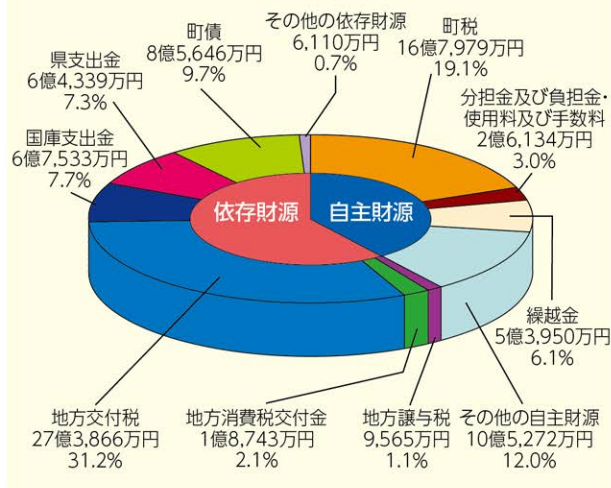
また、町債については、新石川小学校建設事業や新庁舎建設事業にあたり、多額の起債を行ったことなどにより、前年度を大きく上回る決算となりました。

歳入を性質別に区別すると、町民の皆さんが納めた「町税」や、条例や規則で基準を定め賦課徴収できる「分担金及び負担金」、「使用料及び手数料」などの「自主財源」が35億3,335万円、全体の40・2％、国や県の基準等に基づいて交付される「地方交付税」、「国庫支出金」、「県支出金」などの「依存財源」が52億5,802万円、全体の59・8％となっています。

平成26年度寄附金一覧

寄附金	金額
一般寄付金等（震災復興支援、文化振興等）	3,066万円
ふるさとまちづくり応援寄附金	143万円
合 計	3,209万円

一般会計歳入決算の内訳



町税決算額

税 目	決算額	前年度比
町 民 税	6億7,723万円	△0.3%
固定資産税	8億2,381万円	1.1%
交 付 金	34万円	0.0%
軽自動車税	4,168万円	1.4%
た ば こ 税	1億1,892万円	△4.6%
入 湯 税	1,781万円	5.4%
合 計	16億7,979万円	0.2%

一般会計 歳出

【目的別】

平成26年度は新石川小学校建設や新庁舎建設などの大規模事業に取り組んだほか、効率的な予算の執行や財政調整基金の積み増しなどにも努め、健全な財務体質の確立、中長期的な財源の確保を図りました。

【性質別】

民生費の19億5,557万円と衛生費の6億4,065万円を合わせた社会保障関係費が25億9,622万円で歳出全体のおよそ3割を占めています。また、総務費は新庁舎建設事業等により対前年度比67・7％増の21億4,247千円となりました。

道路や建物などの資本を形成する、「投資的経費」に分類される費用が22億467万円で全体の27％、補助金や業務の委託など、支出効果が単年度または短期間に終わり、後年度には形を残さない「消費的経費」が41億9,181万円で全体の51・3％、地方債の償還金（借金の返済）や将来のための積立金などの、その他の費用が17億7,025万円で全体の21・7％となっています。

歳出用語の解説

人件費

職員の給与や議員の報酬などです。

物件費

旅費、消耗品、燃料費などの消費的な経費です。

扶助費

福祉や医療などに係る経費です。

補助費等

町から他の団体等に対して、特定の目的のために支払う補助金などです。

普通建設事業費

道路、橋、学校、庁舎などの公共施設を整備するための費用です。

公債費

町債を償還（返済）するためのお金です。

積立金

特定の目的のために積み立てるお金です。

繰出金

他の会計に対して繰り出されるお金です。

民生費

子どもやお年寄り、体が不自由な方を支援するために使われます。

総務費

役場全体の事務、戸籍などに使われます。

衛生費

健康維持や環境対策（ゴミ処理など）に使われます。

教育費

学校教育や公民館事業に使われます。

土木費

道路、公園等の維持管理などに使われます。

消防費

広域消防への負担金、消防団の運営に使われます。

農林水産業費

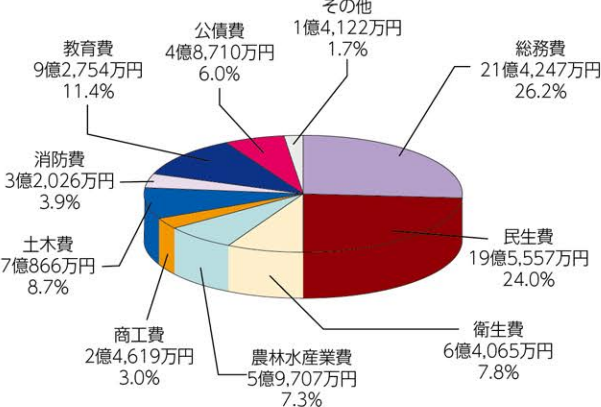
農業や畜産業、林業に使われます。

商工費

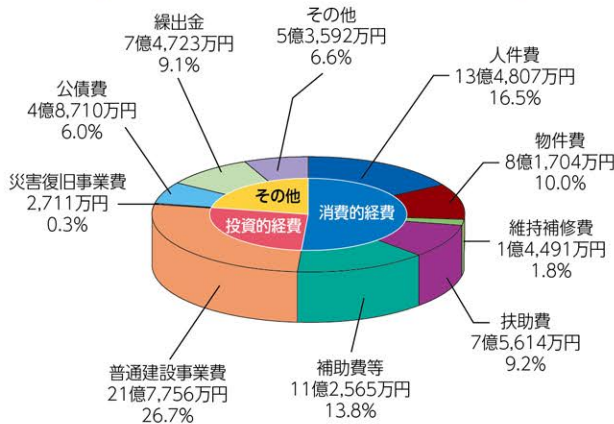
観光PR、企業V地、中小企業対策などに使われます。



目的別で見た歳出



性質別で見た歳出



水道事業会計決算

水道事業会計		26年度決算	25年度決算
収益的	収入	2億6,900万円	2億5,631万円
	支出	1億9,858万円	1億9,803万円
資本的	収入	2,314万円	331万円
	支出	1億3,068万円	3,304万円

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億754万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額923万円、当年度分損益勘定留保資金3,023万円及び過年度分損益勘定留保資金6,808万円で補てんしました。

いしかわ家の家計簿

町の財政と家庭の家計では仕組みが違いますが、一般会計歳入歳出決算額を1000分の1に縮小し、「いしかわ家」の家計の収入支出額に例えてみました。

一般会計の歳入決算額 87億9,137万円 ➡ 家計収入額 879万1千円
一般会計の歳出決算額 81億6,673万円 ➡ 家計支出額 816万7千円

収入 (単位：千円)				支出 (単位：千円)			
区 分	町の歳入項目	金額 (前年度比較)	構成比 (%)	区 分	町の歳入項目	金額 (前年度比較)	構成比 (%)
給料	基本給	1,680 (3)	19.1	食糧費	人件費	1,348 (80)	16.5
	諸手当	4,402 (272)	50.1	医療費 子供の学費	扶助費	756 (58)	9.2
パート収入	分担・負担金、 使用・手数料、 諸収入	525 (△3)	6.0	ローンの返済	公債費	487 (△20)	6.0
アルバイト収入	財産収入、 寄附金	42 (26)	0.5	公共料金 生活雑費	物件費	817 (△17)	10.0
ローン借入	町債	856 (122)	9.7	家・庭の手入れ 修繕等	維持補修費	145 (33)	1.8
預金の引き出し	繰入金	747 (502)	8.5	家の増改築 家財道具購入	普通建設 事業費	2,178 (435)	26.7
前年の残金	繰越金	539 (△48)	6.1	地震・大雨災害 等の応急処置	災害復旧費	27 (16)	0.3
合計		8,791 (874)	100.0	子供への仕送り	繰出金	747 (△8)	9.1
				知人等への援助 会費、交際費	補助費等	1,126 (62)	13.8
預金残高	基金残高	2,269 (△260)		預金	積立金	481 (147)	5.9
うち普通預金	うち財政調整 基金	1,099 (90)		株式投資・貸付金	投資及び 出資金、貸付金	55 (3)	0.7
				合計		8,167 (789)	100.0
借金残高	町債現在高	5,367 (423)					
うち返済額が全額 補てんされるもの	うち臨時 財政対策債	3,198 (137)					

財政用語の解説

実質赤字比率

歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、町の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。

連結実質赤字比率

町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算することにより、町を一つの法人とみなした上で、歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で除したものです。

実質公債費比率

一般会計の公債費や公債費に準じた経費の額（公営企業等他の会計の公債費への繰出金等）を標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値です。

将来負担比率

町が発行した地方債残高や契約等で将来の支払いを約束したもの（債務負担行為額）など決算年度末時点での将来負担額を、標準財政規模を基本とした額で除したものです。

資金不足比率

一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を、公営企業の事業規模で除したものです。

一般会計元利償還額と町債現在高の推移及び今後の推計

平成26年度は新石川小学校建設や新庁舎建設事業等の財源として借入れを行ったため、昨年度よりも町債現在高が増加しています。

今後については、借入れを行う場合には、元利償還金に対する交付税措置があるものを重点的に選択し、将来負担の軽減を図るとともに、元利償還時には減債基金の活用を図るなど、公債費負担の抑制を図っていきます。

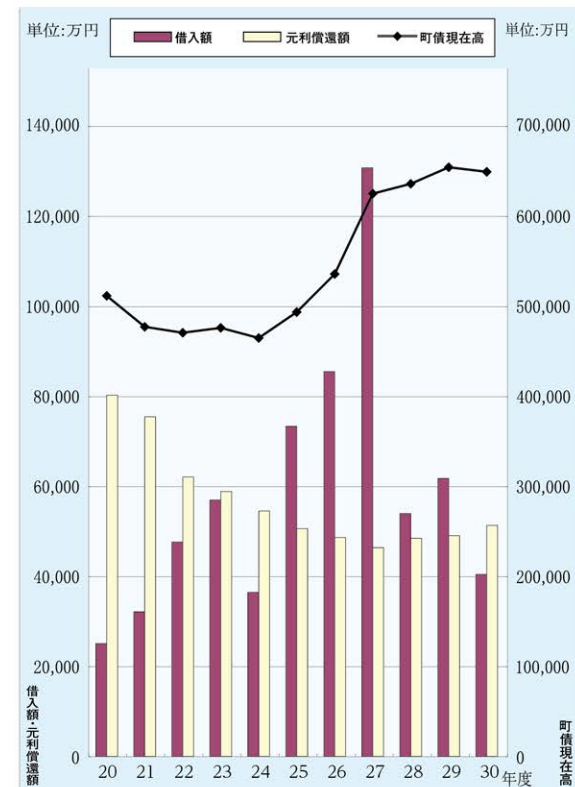
(単位：万円)

年度	借入額	元利償還額	町債現在高	(うち臨時財政対策債)
20	25,118	80,389	512,511	194,048
21	32,167	75,585	478,018	216,442
22	47,723	62,174	471,420	249,485
23	57,063	58,963	476,866	270,552
24	36,516	54,615	465,591	290,341
25	73,450	50,678	494,418	306,106
26	85,646	48,710	536,743	319,834
27	131,008	46,454	626,223	330,376
28	54,060	48,551	637,146	340,095
29	61,840	49,120	655,578	347,988
30	40,500	51,396	650,549	353,992

・平成26年度までは決算額、平成27年度以降は予定額。

・平成27年度以降は、臨時財政対策債、新庁舎建設事業、消防防災施設整備、学校施設整備、まちなか再生事業等に係る借入れを見込んでいます。

※臨時財政対策債：地方交付税で補いきれない財源の不足を補てんするため、国から借り入れる資金(平成28年度以降も制度継続と想定)



石川町の健全化判断比率・資金不足比率

町では、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定しました。

「実質公債費比率」は8.5%となり、前年度に比べ1.2ポイント低下しました。

また、「将来負担比率」は9.5%となり、対前年度比で6.1ポイント低下し、いずれの数値も早期健全化基準を下回っており、町の財政状況は健全な状態にあるといえます。

今後の見通し

近年の大規模事業に係る借入れにより、平成28年度以降、町債の元利償還金は増加が見込まれることから、「実質公債費比率」についても一時的に増加すると見込んでいます。

また、「将来負担比率」については、大規模事業に係る借入れにより、町債現在高は増加する見通しですが、合わせて元利償還時の交付税措置の増加も見込まれることから、ほぼ横

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
実 質 公 債 費 比 率	8.5	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	9.5	350.0	—
資 金 不 足 比 率	—	20.0	—

* 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額が算定されていないため「—」で表示しています。また、資金不足比率においても資金不足を生じた公営企業（水道事業会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計）がなかったため、「—」で表示しています。

ばい傾向で推移するものと考えています。

6 経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成27年4月1日現在)

区分		経験年数 10年～15年未満	経験年数 15年～20年未満	経験年数 20年～25年未満
一般行政職	大学卒	303,600 円	323,400 円	363,700 円
	短大卒		303,200 円	342,200 円
	高校卒	259,000 円	304,900 円	330,600 円

8 職員手当の状況 (平成27年4月1日現在)

期末勤勉 手当	区分	町		国	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.225 月分	0.75 月分	1.225 月分	0.75 月分
	12 月期	1.325 月分	0.75 月分	1.375 月分	0.75 月分
	計	2.55 月分	1.5 月分	2.60 月分	1.5 月分

退職手当	区分	町		国	
	(支給率)	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
	勤続 20 年	20.445 月	25.55625 月	20.445 月	25.55625 月
	勤続 25 年	29.145 月	34.5825 月	29.145 月	34.5825 月
	勤続 35 年	41.325 月	49.59 月	41.325 月	49.59 月
	最高限度額	49.59 月	49.59 月	49.59 月	49.59 月

※退職手当基本額に、職務の級等により調整額が加算される場合があります。
 ※定年前早期退職者に対しては、勤続期間等により退職手当の基本額に加算される場合があります。

9 一般行政職の級別職員数 (平成27年4月1日現在)

区分		1級	2級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
標準的な業務		主事補・主事	主事	係長・主査	主幹・課長補佐 ・主任主査	課長・主幹	課長	
職員数（人）		17	7	21	28	16	2	91
構成比（％）		18.7	7.7	23.1	30.7	17.6	2.2	100
参考	前年度構成比	16.5	5.5	24.2	36.2	16.5	1.1	100

※一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護、保健職、福祉職、公営企業職、技能労務職を除いた行政職員です。(再任用職員を除く)

10 職員数の状況 (平成27年4月1日現在の総数)

部 門	一般行政部門									特別行政 部門	一般 会計	公営事業部門			計
	議 会	総務 企画	税 務	民生 衛生	商工 労働	農林 水産	土 木	小 計	教 育			水 道	そ の 他	小 計	
平成 27年	2	31	9	47	3	10	8	110	14	124	8	14	22		146
平成 26年	2	30	10	50	4	10	8	114	15	129	8	14	22		151
差引	0	1	△ 1	△ 3	△ 1	0	0	△ 4	△ 1	△ 5	0	0	0		△ 5

※再任用職員を含みます。

7 特別職報酬等の状況 (削減後) (平成27年4月1日現在)

給料 (報酬) 月額			期末手当 (支給割合)	
給 料	町 長	678,300 円	6 月期末	1.475 月分
	副町長	575,100 円	12 月期末	1.575 月分
	教育長	538,200 円	計	3.05 月分

特殊勤務 手当	感染症等防疫作業手当 1日につき290円				
時間外勤務 手当	正規の職員が勤務時間を超えて勤務したときに支給される 職員一人当たりの平均支給年額 209,374 円				
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養家族 6,500 円				
住居手当	借家 借間	月額 9,500 円を超える家賃を支払っている職員 に対し 100 円から 27,000 円			
通勤手当	交通機関 等利用者	63,000 円まで全額 63,000 円を超えた場合、 その超えた額の 2 分の 1 の額を 63,000 円に 加えた額			
	交通用具 利用者	通勤距離に応じて 2,700 円から 52,500 円			
管理職手当	課長の職にある職員 課長補佐の職にある職員		給料月額 × 12/100 給料月額 × 6/100		

目標職員数

平成26年度に策定した石川町定員
管理計画では、平成30年4月1日の

②職員の時間外勤務の抑制

少子高齢化や地方分権の進展など
社会経済環境の変化に伴い、行政需
要がますます複雑化・高度化する中
で、限られた人員により質の高い行
政サービスを提供し、新たな行政課
題にも的確に対応していくため、こ
れまでの定員適正化の実績を踏まえ
た計画的な職員採用、さらには職員
配置の一層の効率化・適正化を推進
しながら、抑制基調の定員管理 (技
能・労務職を除いた職員数の維持)
を継続していきます。

町長15%
副町長・教育長
10%を減額

町では、現在の財政状況を踏まえ
給与の削減などを行いました。

①特別職の給料の減額

(町長は給料月額の15%相当分、副
町長及び教育長は給料月額の10%
相当分を減額)

定員管理の考え方

目標職員数を141人とし、平成26
年4月1日現在の職員数146人と
比較して5人、3・4%の削減を目
標としています。

なお、平成27年4月1日現在の職
員数は144人となっています。

町職員の
給与を公表します



1 目標職員数

区 分	※参考		計画期間における目標職員数			
	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1
職員数	148	146	147	144	142	141

※再任用職員を除きます。

2 人件費の状況 (平成26年度一般会計決算)

歳出総額	人件費	人件費率
816,673 万円	138,483 万円	17.0%

※人件費には、議会議員やその他の非常勤特別職の報酬、町長・副町
長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担金などが含ま
れます。

4 平均年齢及び平均給料月額状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職員	42.3歳	326,100円
技能労務職員	57.1歳	360,400円

3 人件費の内訳 (平成26年度一般会計決算)

職員数	給与費				一人当たり給与
	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計	
129 人	52,512 万円	7,363 万円	18,557 万円	78,432 万円	608 万円

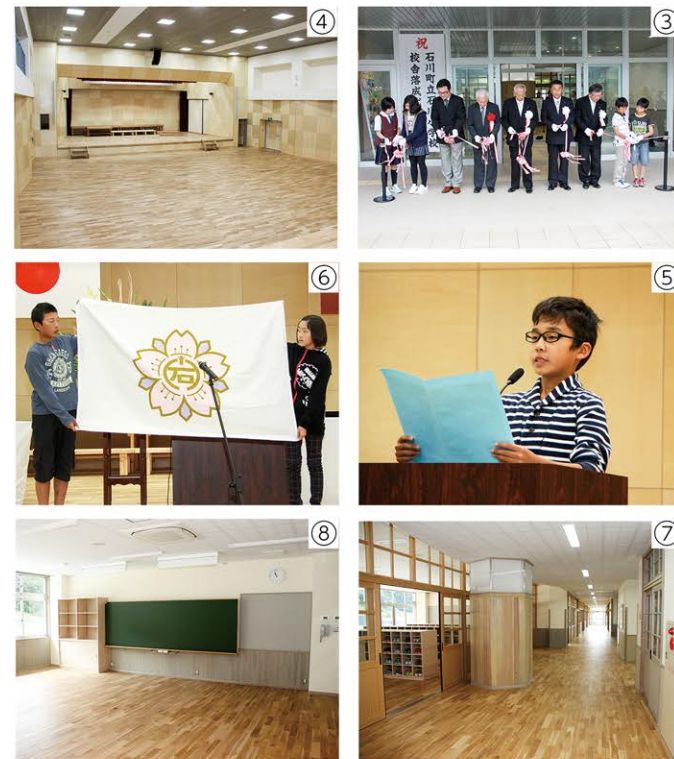
※職員数は、特別職を除き、再任職員を含みます。

※職員手当 (退職手当を除く) には、国政選挙等の手当を含みます。

5 初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	186,000 円	197,700 円
	短大卒	165,400 円	181,000 円
	高校卒	150,800 円	160,900 円
技能労務職	高校卒	141,700 円	149,700 円

石川小学校校舎が落成しました



- 9月25日に石川小学校校舎落成式が行われました。
- 式では、校歌作詞者の深合かほるさん、作曲者の高橋貞春さんらに感謝状が、校章デザイン入選者の遠藤重勝さん、郷愛衣乃さん、芳賀亜佐美さんに表彰状が贈られました。
- その後、太楽岳斗さんのお礼の言葉を述べ、角田来琉美さん、関根大地さんが校旗を披露しました。また、落成式に先立ち、9月19日にはこけら落としとして、クリスタルホール（多目的ホール）にて石尊音楽祭が行われ、合唱や合奏が披露されました。
- ①校舎外観
 - ②石尊音楽祭の様子
 - ③テープカット
 - ④クリスタルホール
 - ⑤児童代表お礼の言葉
 - ⑥校旗披露
 - ⑦⑧温かみのある校舎

役場新庁舎建設工事の進捗状況をお知らせします

3月に着工した役場庁舎建設工事の進捗率は、9月末時点において約40%となっており、これまで、杭工事、基礎（地中梁）工事、免震装置設置、1階基礎工事が終了しました。

10月からは、1階の躯体工事に入っており、来年の完成に向けて順調に進んでいます。



▲6月 基礎（地中梁）工事



▲5月 杭工事



▲9月 1階基礎工事（配筋）



▲8月 免震装置設置



▲10月 1階躯体工事



▲9月 1階基礎工事（スラブ打設）

福島県議会議員一般選挙が行われます

投票日：11月15日（日） 投票時間：午前7時から午後7時

投票のできる方

- ・平成7年11月16日までに生まれた方で、石川町に住所を有し、引き続き3か月以上居住している方
- ・平成27年8月4日までに転入届を出されている方で、引き続き居住している20歳以上の方
- ・石川町の選挙人名簿に登録されている方で、県内の他市町村に転出された方

期日前投票

仕事や旅行などの事情により当日投票できない方は、期日前投票ができます。郵送された入場券を持参して、期日前投票所にお越しください。

期間：11月6日（金）～11月14日（土） 午前8時30分から午後8時まで

不在者投票

長期に出張・滞在する方、石川町に住民票のある方で、長期間、出張等により町外に滞在する方は、不在者投票をすることができます。詳しくはお問い合わせください。

●入院中で投票所に行けない方は、病院や老人ホームに入院・入所している方は、その施設で不在者投票をすることができます。希望される方は、病院等

転出後の投票は

県内の他市町村へ転出された場合は、次の方法により投票することができます。

- ・投票所で投票する方法
- ・期日前投票所で投票する方法
- ・転出先の市町村で不在者投票する方法

いずれの方法も、「引き続き住所を有する証明書」（無料）または「住民票の写し」（有料）が必要となります。「引き続き住所を有する証明書」は転出先の市町村または石川町の窓口で発行されますので、お申し出ください。ただし、県内の他市町村へ転出後、さらに別の市町村へ転出された場合は投票できません。

※県外へ転出された場合は、投票できません。

●お問い合わせ先

石川町選挙管理委員会
☎26-12111





田口和憲さんが 教育長に再任

9月に行われた石川町議会臨時会において、教育長に田口和憲さんが同意され、10月1日に就任（再任）されました。

田口教育長の任期は平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間です。今後もこれまでの経験を生かし、町政発展にご尽力いただきます。

なお、教育長職務代理者には、高原一紀さんが指定されました。



吉田真弘さんが 国体で2連覇達成

9月27日に行われた第70回国民体育大会（2015 紀の国わかやま国体）ウエイトリフティング競技、成年53kg級に出場した吉田真弘さんが見事に優勝しました。

大会ではスナッチ91kg、ジャーク117kg、トータルで208kgを持ち上げ、2連覇を果たしました。

10月6日には加納町長に報告を行い、吉田さんは「日々の練習の積み重ねにより結果を出すことができました。来年は3連覇を目指したい」と喜びを語りました。



長年の功績を讃えて 遠藤幸重さんが旭日単光章を受章

遠藤幸重さん（王子平）への叙勲伝達式は、9月14日に町長室で行われました。

遠藤さんは昭和58年から平成7年まで石川町議会議員として3期12年間務め、町発展に多大な貢献をしたことが認められ、この度の受章となりました。

式では、鈴木忠夫福島県県中地方振興局長から遠藤さんに勲記及び勲章が伝達されました。



自由民権運動を学ぶ 記念講演会を開催

石陽社結成140周年記念・石川町合併60周年記念講演会は、9月27日に共同福祉施設で行われました。

講演会は、大阪商業大学経済学部准教授の田崎公司さんを講師に招き「石陽社と自由民権運動」をテーマに行われました。

田崎先生から石陽社や自由民権運動の話のほか、明治以前の歴史や他地域の話などが説明され、参加者は歴史について造詣を深めることができました。



威勢よく 御神輿パレード

石都祭盛會（遠藤貢蔵会長）主催の第29回石都祭盛會御神輿パレードは、9月20日に新町・南町・荒町通りで行われました。

各町から御神輿と担ぎ手が集まり、威勢よく通りを練り歩いたほか、パレードの合間には山車の上で子どもたちの踊りも披露されました。

沿道には多くの観客が詰め寄せ、大きな賑わいを見せていました。



長寿を祝い 各地区で敬老会を実施

今年の敬老会は、昭和16年4月1日までに生まれた皆さんを対象に、9月に6地区と長生園、さくら荘で行われました。

式典では75歳を迎えた方に敬老祝金、88歳を迎えた方に特別敬老祝金が贈られたほか、結婚50年を迎えた金婚夫婦には、県老人クラブ連合会と福島民報社から賞状と記念品が贈られました。

また、式典後にはアトラクションが行われ、みんなで楽しい時間を過ごしながらか長寿を祝いました。



石川ロータリークラブが クリスタルパークに遊具を寄贈

石川ロータリークラブ（溝井清一会長）では、お子さんのいる若い夫婦にも親しんでもらえる遊具を設置し、憩いの公園にしたいとの思いから、憩いの公園プロジェクトとして、クリスタルパーク石川内に子供用遊具を設置し、その贈呈式は9月14日に行われました。

式では溝井会長が「ここで子どもたちに遊んでほしい」とあいさつしました。

温かいご支援、ありがとうございます。

みんなが主役 協働と循環の まちの実現に 向けて

石川町 第5次総合計画

広域行政・地方分権の推進

第5次総合計画後期基本計画の部門別施策について紹介していきます。

広域行政の推進においては、町民ニーズの把握に努めながら圏域住民に対する広域的なサービスの提供と広域的な課題に対応するため、関係市町村と連絡調整機能の強化を図りました。また、地方分権の推進においては、行政分野ごとに、権限移譲に関する事務の点検を進めるとともに、地方分権一括法に基づく内容の検討を行いました。

今後は、地方分権の流れの中で新たな広域行政需要に効率的に対応するため、関係自治体との連携を強化し、広域的視点に立ったまちづくりをより一層推進していく必要があります。さらに、町民と行政の協働によって、町の個性を反映した特色あるまちづくりを進めていくため、積極的に地方分権の推進を図っていく必要があります。

引き続き広域行政の推進については、広域的な行政課題に効率的に対応するため、関係自治体との連携を強化し、広域的視点に立ったまちづくりを進めます。また、地方分権の推進については、地方分権の流れの中で、町の自己決定権の拡充を図り、町民が広く参画する真の地方自治の実現をめざし、国・県から町への権限移譲が推進されるよう努めます。



ともに認め合い
支え合う社会へ



ひとりで悩まず、相談してみませんか

11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」週間です

配偶者などからの暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

内閣府が平成23年に実施した調査によると、これまで結婚したことのある人のうち、配偶者から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかについて1度でも受けたことがあると答えた人は女性32.9%、男性18.3%となり、何度もあったと答えた人は女性10.6%、男性3.3%となっています。

さらに被害を受けた女性の相談先として「友人・知人」又は「家族や親戚」を挙げた人が最も多くそれぞれ32.0%となりますが、一方では41.4%の人はどこ（だれ）にも相談していないと答えています。

相談しなかった理由は「相談するほどのことではない」が最も多く（女性50.0%、男性76.1%）、「自分にも悪いところがある」（女性34.3%、男性44.8%）や「自分さえ我慢すれば」（女性25.7%、男性23.9%）などの回答が続きます。多くの被害者は我慢をして暴力を受け入れてしまい、被害が潜在化してしまっている状況がうかがえます。

どこに相談すればよいかわからないという方のために、全国共通の電話番号（0570-0-55210）から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています。

ひとりで悩まず、勇気を出して、相談してみませんか。

資料：内閣府HP「女性に対する暴力の根絶」

おじいちゃん おばあちゃん といっしょ

●どんなお孫さんですか？

友大くんは少し甘えん坊な子で、遼くんはとても元気な子です。二人とも仮面ライダーやウルトラマンなどのショーが大好きです。

●おじいちゃん、おばあちゃん と何をするのが好きですか。

いっしょにドライブに行ったり、お風呂に入ったりすることです。

●お孫さんへメッセージをお願いします。

元気で健康に育ってね。



沢田児童館に通う佐川 友大くん、弟の遼くん、
祖父の辰夫さん、祖母の美津枝さんです。

健康食育

おやつ（間食）は
上手に食べま
しょう！



子どもの発育や成長に必要な栄養の不足分を補うものがおやつ（間食）です。そのため、おやつは食事の一部と言われるほど、とても重要です。

規則正しい食事時間を心がけ、おやつ時間帯や量、種類に気をつけて、上手に食べましょう。また、親子で一緒に作る手作りおやつもおすすめです。楽しく作ることで、食への関心が高まり、健康な体づくりに必要な食材や栄養を選ぶ力が身につきます。

上手なおやつを食べ方3つのポイント

①おやつ回数と時間を決める

おやつと食事の間が2時間以上あくようにし、1日に1回～2回と決めましょう。

②おやつ量を決める

1日、100～150kcal（1～2歳児）、150～200Kcal（3歳以上）を適量としましょう。

③内容を考える

塩分や糖分、脂肪の多いものは避け、牛乳やお茶など甘くない飲み物と野菜や果物を使ったおやつを組み合わせたものを食べましょう。

食改さんのおすすめレシピ

「林檎のケーキ」

材料	りんご	1と1/2個	卵	1個
	ホットケーキミックス	200g	サラダ油	大さじ1
	牛乳	1カップ	焼く時のサラダ油	大さじ1/2

<作り方>

- ①りんごは4等分に切って皮をむき、芯を取り除いたら5mm幅にスライスする。
- ②ボウルにホットケーキミックス、牛乳、卵、サラダ油をしっかりと混ぜ合わせる。
- ③フライパンにサラダ油を熱し、①のりんごを花びら状に重ねて並べ、上から②の生地を流し入れる。
- ④蓋をして、生地が膨らむまで10～15分程度、弱火から中火で焼く。焼き色が付いたら、ひっくり返し蓋をして5分程度焼く。両面に焼き色が付いたら、器に盛り付けて食べやすい大きさに切ったら出来上がり。



平成28年度町内認可保育所 及び児童館の利用の申込受付を開始します

★対象児童及び定員について

区分	施設名	定員	対象児童
認可保育所	第一保育所（町立） 石川町字古館143-1	120名	平成22年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた児童
認可保育所	第二保育所（町立） 石川町字松木下62-1	90名	平成22年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた児童、 及び平成27年4月2日以降に生まれた6ヵ月以上の乳児 （乳児は定員6名）
認可保育所	野木沢保育所（町立） 石川町大字曲木字燈籠場7	45名	平成22年4月2日から平成25年4月1日までに生まれた児童
認可保育所	認定こども園 クローバー保育園（私立） 石川町字当町67-2	60名	平成22年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた児童、 及び平成27年4月2日以降に生まれた6ヵ月以上の乳児 （乳児は定員6名）
児童館	沢田児童館（町立） 石川町大字沢井字大池下77-1	—	平成22年4月2日から平成25年4月1日までに生まれた児童
小規模 保育施設	やどかり保育園（民間） 石川町大字形見字尾巻188-1	14名	平成26年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた児童、 及び平成27年4月2日以降に生まれた6ヵ月以上の乳児 （乳児は定員3名）

- 1 保育施設等の利用申し込みの前に、保育の認定を行います。保育の認定は、保護者等の就労状況により家庭で保育できない児童について認定をいたします。
- 2 保育利用の認定となる児童の保護者は、上記の施設に利用の申し込みができます。なお、保護者等が求職中の場合でも申し込みができますが、90日程度の利用に限られます。
- 3 利用申し込みが定員を大幅に超える場合には、第一希望の保育所に入所できない場合があります。

★保育時間について

施設名	保育時間（月曜日～金曜日）	保育時間（土曜日）
第一保育所	午前7時15分～午後6時15分	午前7時15分～正午
第二保育所	午前7時15分～午後6時15分	午前7時15分～午後6時15分
野木沢保育所	午前8時00分～午後5時45分	午前8時00分～正午
認定こども園 クローバー保育園	午前7時00分～午後6時00分	午前8時00分～午後5時00分
沢田児童館	午前8時00分～午後4時00分	午前8時00分～正午
やどかり保育園	午前7時30分～午後6時30分	午前7時30分～午後1時00分

第一保育所及び第二保育所は通常保育終了後から午後6時45分まで30分の延長保育を行います。また、クローバー保育園も通常保育終了後から午後6時30分まで30分の延長保育を行います。（いずれも料金は別途）

★保育料について

保育料・児童館使用料は町の徴収条例・規則により決定します。

★申込受付期間

平成27年11月9日（月）から平成27年11月30日（月）まで

※クローバー保育園については定員になり次第締切となります。詳細については施設へお問い合わせください。

★申込先

- 1 保健福祉課児童福祉係及び各保育所・児童館にて認定申請書、及び保育利用申請書の交付を受け、必要事項を記入の上、必要書類を添付して、役場児童福祉係もしくは利用を希望する各保育所・児童館へご提出ください。
- 2 現在保育所等に入所している児童で平成28年度以降も引き続き同一施設に入所を希望する場合は、申し込みの必要はありません。ただし、家庭状況調査書等の必要書類は提出していただくことになります。

※詳しくは、申込用紙等と一緒に交付される平成28年度保育所（児童館）入所案内をご覧ください。

●お問い合わせ先 保健福祉課 児童福祉係 ☎26-0811



募集

陸海・空自衛官候補生
（男子）募集のお知らせ

● 処遇

身分：特別職国家公務員
手当：126,900円

※入隊から3か月で2士に任官し、
161,600円にアップ

※任用一時金176,000円を
2士任官後支給

● 申込期限 11月20日（金）まで

● 応募資格

平成28年4月1日現在、18歳以上
27歳未満の男子

● 試験日 11月28日（土）

※試験会場については受付時にお
知らせします。

● お問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部

白河地域事務所
☎0248-12410372

暮らし

確認しましょう

最低賃金

福島県最低賃金は、平成27年10月3日から、時間額705円です。
最低賃金は県内すべての労働者に適用されます。

詳しくはお問い合わせください。

● お問い合わせ先

福島労働局労働基準部資金室

☎024-153614604

または各労働基準監督署まで

狩猟期間が

始まります

11月15日（日）から翌年2月15日（月）までは狩猟期間です。（イノシシについては3月15日（火）まで）

狩猟者の方は、法令やマナーの厳守、十分な安全確認を徹底し、狩猟事故の防止に努めてください。

また、山仕事などで山に入られる方は、赤やオレンジ色の目立つ服を着たり、携帯ラジオをかけるなどして、自分の存在を狩猟者に知らせるよう心がけてください。

● お問い合わせ先

産業振興課 農林整備係

☎26-19128

県によるイノシシの直接 捕獲事業の実施について

農林業や生活環境に被害を及ぼしているイノシシの捕獲について、今年度から県による直接捕獲事業を実施します。

● 事業実施者

一般財団法人福島県猟友会

（実際に捕獲する人は、県から

狩猟者証を交付された、地元

の猟友会の方です）

● 実施場所

避難指示区域を除く県内全域

● 実施期間

9月～3月

（市町村により異なります）

● お願い

イノシシ捕獲用の箱わなや、くくりわなを設置している場所には、標識や看板を設置していますので、近寄らないようにしてください。

また、わなにかかったイノシシなどは大変危険ですので、いたずらをしないようにしてください。

● お問い合わせ先

福島県生活環境部自然保護課

☎024-152117210

一般社団法人福島県猟友会

☎024-152310053

石川町産業振興課 農林整備係

☎26-19128

平成27年秋季全国 火災予防運動について

11月9日（月）から11月15日（日）に秋季全国火災予防運動が行われます。

● 使い始めの暖房器具、点検は済んでいますか？

これから寒い季節を迎えるにあたり、暖房器具を使用する機会が増えます。使用前にもう一度暖房器具の点検をお願いします。

● 住宅防火 命を守る7つのポイント

（3つの習慣）

● 寝たばこは絶対やめましょう

● ストープは燃えやすいものから離れた位置で使いましょう

● ガスコンロのそばを離れるときは必ず火を消しましょう

（4つの対策）

● 逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう

● 寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用しましょう

● 火災を小さいうちに消すために住宅用火災警報器を設置しましょう

● お年寄りや体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう

● お問い合わせ先

石川消防署

☎26-13161

11月は児童虐待防止 推進月間です

● 平成27年度

「児童虐待防止推進月間」標語

『もしかして あなたが救う 小さな手』

児童虐待に関する相談件数は依然として増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待防止のための各種の取組を全国的に実施しています。

● 児童虐待を防止するには

子育てには悩みや不安がつきもので、それをひとりで抱え込むことが、いつの間にか児童虐待へとつながってしまう場合があります。

町内には様々な相談窓口があり、あなたからの相談をお待ちしています。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

● 児童虐待に関する相談窓口

保健福祉課 児童福祉係

☎26-10811

県中児童相談所

石川福祉相談コーナー

☎26-12123



案内



防災行政無線などを用いた 情報伝達訓練の実施について

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。

この訓練は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）※を用いた訓練で、石川町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

※Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●訓練実施日時

11月25日（水）午前11時ごろ

●訓練で行う放送試験

町内に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。

【放送内容】

上りチャイム音

「これは、テストです。」×3

「これは、防災石川役場です。」

下りチャイム音

お問い合わせ先

町民生活課 生活安全係

☎26-19127

福島空港利用者支援 商品券プレゼント！

福島空港では、平成28年2月29日（月）までの期間、次のいずれかの要件を満たす飛行機ご利用の方に、福島空港ビル内の売店・レストランでご利用いただける3千円の商品券をプレゼントしています。

①福島空港に到着した県外居住の方

②福島空港から出発して伊丹・新千歳空港で乗継便を利用される方

③11月1日以降、福島空港から新千歳空港に出発される方

※②、③は居住地を問いません。

※商品の受け取りには、福島・新千歳・伊丹空港に設置してある引換券が必要です。

（福島空港のホームページからダウンロード可）

※受け取り可能時間、店舗営業時間が限られていますので、事前にご確認ください。

※期間内でも、商品がなくなり次第終了となります。

※詳しくは福島空港ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先
福島空港ビル（株）

☎0247-157-11511



高齢者インフルエンザ 予防接種のお知らせ

接種を希望される方は医療機関に予約の上、接種を受けてください。

●対象者
1、満65歳以上の方（接種日が基準となります）

2、60歳から65歳未満の方で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障がいや有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する方

●接種期間

11月1日（日）～

平成28年1月31日（日）

●接種場所

石川郡内の医療機関または、広域予防接種医療機関（郡外の医療機関）

●接種料金 1,350円

（接種料金4,500円のうち3割を自己負担、生活保護の方は無料）

お問い合わせ先

保健センター

☎26-18416



ふくしま大卒等合同就職面接会を開催します

平成28年3月に大学を卒業予定の方、平成25年3月以降に卒業して現在就職活動をしている方を対象に合同就職面接会を開催します。詳しくはお問い合わせください。

●日時 11月28日（土）

午前11時30分～午後4時

●場所 ラコパふくしま

（福島市仲間町4-18）

●主催 福島労働局

お問い合わせ先

株式会社 飛馬

☎0246-138-16117

2016「福島県民手帳」 『福島県勢要覧』販売のお知らせ

2016「福島県民手帳」、『福島県勢要覧』を販売いたします。購入を希望される方は代金を持参のうえ、石川町役場地域づくり推進課までお越しください。

●販売物（いずれも税込）

『福島県民手帳』各500円

・月間ダイアリー 横断版（細）

・月間ダイアリー カレンダー版（ジャンパンゴールド）

『福島県勢要覧』1,500円

●販売期間

11月2日（月）～11月30日（月）

※土日、祝日を除きます。

●販売場所

地域づくり推進課（本庁舎2階）※販売物が無くなり次第、販売終了となります。

お問い合わせ先

地域づくり推進課 管理係

☎26-19115

平成28年新年 互礼会のお知らせ

平成28年の新春を皆様と一緒に祝うため、恒例の新年互礼会を開催します。参加を希望される方は次によりお申し込みください。

なお、前回参加された方等については今月末に別途案内します。

●日時 平成28年1月4日（月）

午後4時開会

●会場 ホテル松多屋

●参加費 2,500円

●申込方法

参加費を持参のうえ役場総務課へお申し込みください。

●申込期間

11月13日（金）から12月11日（金）まで

●その他

①申し込みの際「新春にあたってのひとこと（60字以内）」をご記入願います。

②準備の都合上、当日欠席の場合に参加費の返還はできませんので、ご了承ください。

●お問い合わせ先

総務課 総務係

☎26-12111

『日本の財政を考える セミナー』のお知らせ

福島財務事務所がクイズ等を通して、「日本の財政状況はどのようなか？」「なぜ、いま消費税なのか？」「消費税は、年金・医療などにどう活用されているのか？」等をわかりやすく説明します。多くの皆様のご来場をお待ちしています。

●日時 11月20日（金）午後2時～

●場所

石川町総合体育館

ミーティングルーム

●講師

福島財務事務所長 宮木偉喜氏

●その他

参加予約不要・参加料無料・家計簿プレゼント

●お問い合わせ先

福島財務事務所 総務課

☎024-1535-10301

石川町 総務課 財政係

☎26-12114

石川町教育委員会点検・評価 平成26年度施策事業について

教育委員会事務の管理及び執行状況について点検・評価を行いましたので、その結果を報告書に作成し、次により公表します。

・各自治センターでの閲覧

・町のホームページに掲載

郡山年金事務所による予約制 の出張相談会を開催します

老齢年金及び受給者死亡に関する相談です。ご利用の際は事前に予約をお願いします。

●開催日 11月26日（水）

●出張相談会場

石川町総合体育館

ミーティングルーム

●相談時間 午前10時～午後3時

●予約受付

郡山年金事務所

☎024-1932-13434

●お問い合わせ先

町民生活課 国保年金係

☎26-19121

定例行政相談

行政相談委員による定例相談を次により行います。

●日時 11月21日（土）

午前9時～正午

●場所 石川町公民館

●心配ごと相談

●日時

11月10日（火）（弁護士相談）

午後1時～午後3時※要予約

●場所 老人福祉センター

●お問い合わせ先

石川町社会福祉協議会

☎26-13793

も、午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じていますので、ご利用ください。

●強化週間
期間：11月16日（月）～11月22日（日）
時間：午前8時30分～午後7時
※11月21日（土）・11月22日（日）は
午前10時～午後5時
☎0570-1070-8110
（全国共通ナビダイヤル）

●お問い合わせ先
福島県庁法務局 人権擁護課
☎024-1534-11994

●特設人権相談所
開設のお知らせ
12月4日から10日までは人権週間です。

石川町の人権擁護委員が、次により特設相談所を開設します。困りごとや悩みごとなどお気軽にご相談ください。

●日時 12月4日（金）
午後1時30分～4時

●場所 石川町公民館
母畑自治センター

●相談内容
離婚や扶養・相続など家庭内での問題、配偶者暴力、こども・高齢者虐待、いじめ・体罰などの問題、近隣間の騒音・悪臭などの問題、差別的扱い・名誉侵害等の問題、セクシャル・ハラスメントなどの人権に関する問題

のらねこについて

平成25年9月1日より、動物愛護管理法が改正施行され、飼い主の責任が明示され、加えて罰則等が強化されました。引き続き愛護動物（ペット）の適正な飼養に努めてください。
また、保健所、役場がいわゆる“のらねこ”を捕獲することはありません。

のらねこ対策

あなたがエサをあげている、その“ねこ”たちは本当に幸せですか？
かわいそうなねこを増やすことにはなっていませんか？

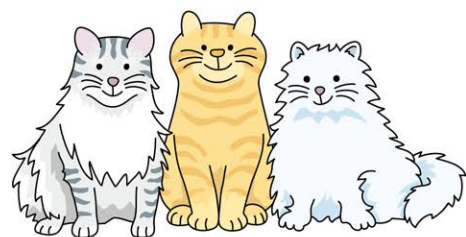


“のらねこ”にエサをあげている方へ

おなかをすかせたねこにエサをあげることは、それ自体は優しい気持ちがあって、けっして悪いことではないと思います。
しかし、エサをもらっているねこは栄養状態がよくなり、子ねこをたくさん産むようになります。その結果、狭い地域にねこが密集し、病気をしたり、交通事故にあう危険性が高くなります。また、ねこにエサを与えている場所には、捨てねこが持ち込まれることも多いです。
このように、「動物愛護事業」のつもりでもその無責任な行動が付近住民に対し多大な被害をもたらすばかりか、結果的にかわいそうな“のらねこ”を増やしてしまう要因となるのでやめましょう。

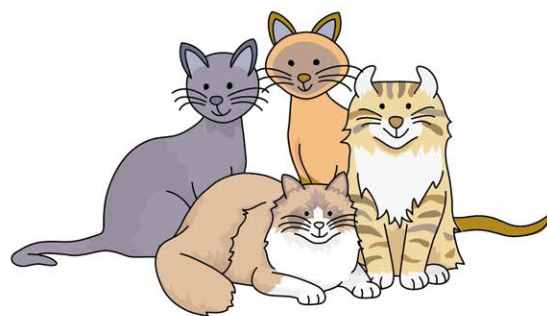
捨てねこの防止

ねこを捨てたり傷つけたりすることは犯罪です。
(※動物の愛護及び管理に関する法律)
●遺棄：100万円以下の罰金
●殺傷：2年以下の懲役または200万円以下の罰金
捨てられたねこは“のらねこ”となり、ごみをちらかすなどの近隣住民の迷惑になります。また、交通事故にあったり、カラスなどに襲われ命をなくすこともあります。



地域での取り組み

ねこ同士のけんかや、交通事故、自然環境などで“のらねこ”の平均寿命は3～5年といわれています。その代の命を全うすれば、その地域のねこは自然と減少していくでしょう。
残念ながら、“のらねこ”が急にいなくなることはありませんが、地域の方の協力により“のらねこ”を減らすことはできます。



ねこを排除するだけでは、問題の解決にはなりません。
人とねこが共生できる住みよい街にするため、地域住民のご理解ご協力をお願いします。

- お問い合わせ先
石川町役場 町民生活課 生活安全室 環境対策係 ☎26-9122
県中保健所 衛生推進課 食品衛生チーム ☎0248-75-7821

平成28年1月個人番号カード交付開始

平成28年1月から個人番号カードの交付が始まります。
個人番号カードは、マイナンバーの通知カードとともに郵送される「個人番号カード交付申請書」により申請することが出来ます。個人番号カードは本人確認のうえ町民生活課町民係で交付します。

住民基本台帳カードをお持ちの方へ

公的個人認証サービス利用者の方は、電子証明書の有効期間をご確認ください。

利用者クライアントソフトの「自分の証明書」ボタンをクリックして、パスワードを入力すると有効期間の満了日を確認できます。

①利用者クライアントソフトの「自分の証明書」ボタンをクリック

②パスワードを入力

③以下の画面で有効期間の満了日を確認できます。

有効期限内であれば、平成28年1月以降でも電子証明書は個人番号カードを取得するまで利用可能です。

重要なお知らせ

- 個人番号カードは即日交付ができません。
- 個人番号カードの交付申請が集中した場合、交付に時間がかかる可能性がありますので、**確定申告を控えた時期に有効期間満了を迎える方は特にご注意ください。**
- 住民基本台帳カードに搭載される電子証明書の更新を希望する方は、**平成27年12月22日(火)までに町民生活課町民係で手続きをしてください。**

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください!!

マイナンバーの通知や利用などの手続きで、口座番号などを電話で聞くことはありません。不審な電話やメールはすぐに切る又は無視し、内閣府のマイナンバー専用コールセンターや消費者ホットライン、警察等に連絡・相談ください。

《マイナンバー制度全般の相談先》

- 内閣府 マイナンバー専用コールセンター ☎0570-20-0178
- 平日 9:30～22:00 土日祝日 9:30～17:30

《不審な電話などを受けたらこちらへ》

- 消費者ホットライン ☎188



- お問い合わせ先 町民生活課 町民係 ☎26-9120



第68回成人式開催のお知らせ

- 日 時 平成28年1月10日（日）午前11時～
 - 会 場 ホテル松多屋
 - 対象者 平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方。
- ①石川町に住民登録がない方で町内の学校を卒業し、本人が成人式に参加を希望される場合は、本人又はご家族の方が、11月30日（月）までに参加申込書を各受付窓口（公民館・教育委員会・役場窓口・各自治センター）に提出してください。申込書は、各受付窓口にあります。（申込書には、本人の氏名・生年月日・現住所等を記入してください。）申し込みをされた方には、12月上旬に案内状を送付します。
- ②石川町に住民登録がある方は、申し込みの必要はありません。12月上旬に案内状を送付します。



お申し込み・お問い合わせ先…石川町公民館 ☎26-2566 FAX 26-4992

平成27年度子育てサポーター養成研修会が終了しました



▲絵本の読み聞かせ



▼赤ちゃんの人形を使った研修

研修会は7月25日から8月8日にわたって計6回実施し、部活や夏季講習で忙しい中、中学生、高校生の参加がありました。

保育所での3回の実習では、子ども達とスイカ割り、プール、絵本の読み聞かせを行い、第一保育所主任保育士の西間木朋子先生からは幼児の発達過程や、手あそびを教わりました。

また、大賀桃江健康増進係長の講義では、性についての講話と、赤ちゃんの人形を使ったおむつ替えや着替え、妊婦体験などを行いました。

研修生はみな、子育ての苦労を実感したようでした。

第37回少年の主張福島県大会で優秀賞を受賞しました

第37回少年の主張福島県大会が9月25日、南相馬市民文化会館「ゆめはっと」で行われました。

県大会には県内の中学生14,676名の応募者の中から選ばれた16名が、家庭・学校・地域及び友人関係等の関わり合いの中で、日頃考えていることを意見として発表しました。

「父の背中」と題し父が働く職場見学を通し様々なことに気付いた体験を発表した長谷川奈生さん（石川中3年）が優秀賞を受賞しました。



▲堂々と発表

▼優秀賞を受賞
（後列中央が長谷川さん）



健康いしかわ21計画

朝ごはんを食べよう！
毎日プラス1皿の野菜！

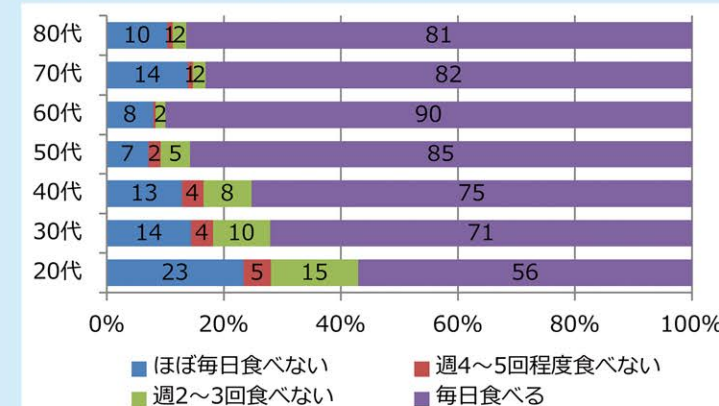
食生活の乱れは、生活習慣病の発症につながります。生活習慣病の予防には、規則的な生活リズムと1日3食バランスの良い食事をする事です。しかし、平成24年町民アンケートの結果をみると朝食を食べない、野菜をほとんど食べないと答えた人がいることが分かります。

本計画では、「朝食喫食率の増加」「野菜を1日3回食べる者の割合の増加」「適正体重を維持するものの割合の増加」等を目標に、家庭をはじめ保育所、幼稚園、学校、地域の関係団体と連携を図りながらライフステージにあった適切な食事の推進に取り組みます。

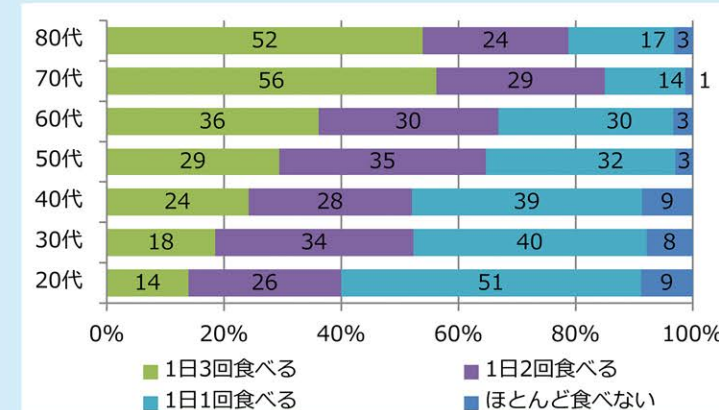
朝食は1日の生活リズムを整えるために必要です。食欲や時間がない場合でも、おにぎりと野菜スープ、バナナやヨーグルトなどを組み合わせたり、まずは一品からでも食べることを習慣にしましょう。

野菜は1日350g食べることが目標です。1食分の目安量として約120g（生野菜：両手に一杯、ゆで野菜：片手に一杯）となります。あと1皿の野菜を食べて健康づくりに取り組みましょう。

■朝食を食べないことはありますか



■野菜を食べていますか



認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられる地域に

～認知症ボランティア養成講座～

いくつになっても、認知症になっても、好きなことを楽しみ、やりたいことが続けられるよう、ちょっと見守ったり、一緒に活動してくれる仲間を作るため、8月から認知症ボランティア（話・和・輪の仲間）養成講座を実施しています。講座には約30名の方が参加し、認知症の基本や接し方、認知症の人を支えるために必要なことを学び、活発に話し合いを重ねています。参加者からは「認知症は他人事ではなく、いずれ行く道…」「無理なく自分にできることで力になりたい」等の声が聞かれています。

町では「認知症になっても、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らし続けられる石川町」の実現に向けて、次の4つの目標を掲げ取り組みを進めています。

- 1、子供からお年寄りまで、みんなが認知症の理解者になる。
- 2、認知症のことを地域の中で気軽に相談できるようになる。
- 3、認知症の疑い期から終末期に至るまで、切れ目ない相談・医療・介護のつながり・しくみづくり。
- 4、認知症の人・家族・学生…誰でも気軽に集える活動の場づくり。

認知症の相談窓口

石川町地域包括支援センター

☎26-4606

今月の納期

- 11月25日(水)までに納めましょう
- 固定資産税 (第3期)
- 国民健康保険税 (第5期)
- 介護保険料 (第5期)
- 11月30日(月)までに納めましょう
- 後期高齢者医療保険料 (第4期)





メモリーコーナー

MEMORY CORNER

(平成27年9月1日～9月30日までの届出分で
掲載希望のあった方 敬称略)



こんにちは赤ちゃん

Hello baby

氏 名	保 護 者	住 所
石 福也	(裕 之・千栄美)	塩 沢
添田琥太郎	(陽 一・幸 子)	双 里
榊枝 龍汰	(涼 太・しおり)	母 畑
岡部倫太郎	(真 也・佑 里)	立ヶ岡
佐藤 希龍	(恵 太・愛 美)	中 野



カップル誕生

Couple

新 郎 新 婦 (住所)			
相楽雄治郎	(双 里)・	小室 陽香	(中島村)
小松 敦	(南山形)・	星野 芳江	(中島村)



おくやみ

Condolence

氏 名	住 所	氏 名	住 所
遠野ミツイ	(母 畑)	小針 重子	(谷 沢)
塩田 典子	(南 町)	長田 トシ	(下 泉)
諸岡 芳治	(下 泉)	橋本 勝雄	(山 形)
相楽 一男	(双 里)	矢内 春男	(当 町)
大島 シマ	(立ヶ岡)	酒井 ハル	(当 町)
柳沼 泰隆	(中 野)		

TOWN EVENT CALENDAR

石川町 11～12月の主な予定

11月 ●November		
15 日	第27回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会 在宅当番医	白河市～福島市 角田内科医院 (浅川町)
16 月		
17 火	地域福祉ネットワーク講演会 (18:30～)	共同福祉施設
18 水		
19 木	3歳3か月児健診 (13:00～)	保健センター
20 金	子育てサロン (9:30～)	中谷自治センター
21 土		
22 日	在宅当番医	田中内科医院
23 月	八槻市 在宅当番医	新町・南町・荒町通り ひらた中央病院 (平田村)
24 火		
25 水	1歳児教室 (9:30～)	保健センター
26 木		
27 金	認知症介護者交流会 (10:00～) 子育てサロン (9:30～)	総合体育館 中谷自治センター
28 土	自殺対策講演会 (13:30～)	たまかわ文化体育館 (玉川村)
29 日	在宅当番医	大竹眼科
30 月		

12月 ●December		
1 火		
2 水	2歳児教室 (9:30～)	保健センター
3 木	1歳6か月児健診 (13:00～)	保健センター
4 金	特設人権相談所開設 子育てサロン (9:30～) なかよし発表会 (9:00～) たのしい発表会 (9:00～)	公民館、母畑自治センター 中谷自治センター 第一保育所 第二保育所、 野木沢保育所 八幡屋 ふるどのクリニック (古殿町)
5 土		
6 日	地域づくりシンポジウム 在宅当番医	
7 月		
8 火		
9 水		
10 木	3～4か月児健診 (13:00～)	保健センター
11 金	子育てサロン (9:30～)	中谷自治センター
12 土	なかよし発表会 (9:00～)	沢田児童館
13 日	在宅当番医	ひらた中央病院 (平田村)
14 月		



国保だより

医療機関・薬局の 受診等にあってのお願い

必要な人が安心して医療を受けられるようにするとともに、国保税や医療費を有効に活用するため、次のことに留意しましょう。

- 休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い重症の患者さんを受け入れるためのものです。また、休日や夜間は医療機関に支払われる医療費も高く設定されており、窓口負担も高くなります。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考え、基本的な受診のルールを守るようにしましょう。
- 休日や夜間にお子さんの急な病気で心配になったときは、まず「福島県こども救急電話相談」の利用を考えましょう。小児科の医師や看護師から症状に応じた適切なアドバイスが受けられます。
福島県こども救急電話相談
受付時間 毎日、午後7時～翌朝8時

#8000 または 024-521-3790

- かかりつけ医を持ちましょう。病気の治療や医療のことなどで気になることがあったら、まずはかかり

つけの医師に相談しましょう。

- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。今受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。
- 薬のもらいすぎに注意しましょう。また、薬の飲み合わせによっては、副作用が生じることもありますので、お薬手帳の活用などにより、すでに処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせにも注意しましょう。
- ジェネリック医薬品（後発医薬品）を活用しましょう。ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）と同じような効能効果を持つ医薬品であり、費用も新薬より安くすみます。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や薬局に提示することなどにより、ジェネリック医薬品の利用について相談にのってもらうことができます。

◆お問い合わせ先 町民生活課 国保年金係 ☎26-9125

男性不妊治療費助成事業の 実施について

福島県では男性不妊治療費助成事業を実施しています。

特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、男性不妊と判断された場合の手術を伴う治療費の一部を助成します。

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①特定不妊治療指定医療機関（所在地の自治体で指定を受けている全国の医療機関）、又は同医療機関からの紹介により男性不妊治療実施医療機関において、保険適用外の男性不妊手術を行った方。
- ②法律上の夫婦で、治療開始以前及び申請時に両者または一方が福島県内に住所を有する方
- ③夫婦合算の前年の所得額が730万円未満の方

詳しい内容のお問い合わせ先

県中保健福祉事務所 ☎0248-75-7810



保健センター だより

助成の内容

- ①1回の治療につき100,000円までを助成します。
この額に満たない場合は、支払った額のみ助成となります。
- ②対象となる男性不妊治療手術
・内容については、お問い合わせください。
- ③対象とならない費用
・男性不妊の診断に係る費用
・入院時の差額ベッド代、食事代、文書料その他の直接手術の関係のない費用
・採取した精子の凍結保存に係る費用
申請の窓口は県中保健福祉事務所（須賀川市）になります。

自殺対策予防標語 「家族愛・地域の愛で自死防止」



生田目 ^{りゅう} 龍くん(3歳)



「元気ですくすく育ってね。」
お父さんより 長久保

- 「ハッピースマイル」では参加してくれるお子さん(3歳以下)を募集しています。気軽にお問い合わせください。
石川町役場総務課 26-2111
- ハッピースマイルは電子メールでも受付しています。
必要事項を記入し写真画像を添えお送りください。
koho_k@town.ishikawa.fukushima.jp



職業▶アクツコンニャク古殿工場で、おもに、さしみこんにゃくやしらたき、ところてんなどを製造しています。

- Q** 今、情熱を傾けて取り組んでいることは何ですか
A 会社の先輩を目標に、機械の操作などを一生けんめい取り組んでいます。
Q 将来やってみたいことや夢を聞かせてください
A 子どもを作り、幸せな家庭を持ちたいです。
Q 将来どんな町になって欲しいですか
A 町の人々が健康で、明るく元気な住みよい町になって欲しいと思います。
Q 最後に理想のタイプは
A 現在の彼です(笑)

Q & A

青春ど真ん中

添田 真弥さん
(20歳)

▶今回は、添田さんの紹介で小豆畑 瑞樹さんです。



編集後記

石川小学校校舎が落成し、校舎内を見させていただきました。木材が使用された温かみのある校舎でとても雰囲気が良かったです。一方で、新しい校舎ができるまで使用してきた旧石川小学校校舎は小学校としての役割を終えました。私もこの校舎で学んできたので、少しさびしい気もしますが、子どもたちには新しい学び舎でたくさんの友達と多くの思い出を作り、大きく成長してほしいと思います。(佐久間)

みんなで防犯

沢田 小学校 6年 野内 あいり 愛梨さん

子ども防犯呼びかけ隊

今月の隊長(広報無線の声)



- Q** 毎日の通学などで気をつけていることは？
A 私は、横断歩道を渡るときに左右をきちんと確認して渡っています。
Q 将来の夢を聞かせてください。
A 車屋さんで働くことです。いっぱい車を売って、いろんな人に喜んでもらいたいです。

町の人口

●10月1日現在住民基本台帳● () 内前月比

	16,332人	(△25)
男	7,983人	(△7)
女	8,349人	(△18)
世帯数	5,747戸	(△7)

町民憲章

1. 自然と文化を愛し
豊かな町をつくりましょう
1. 親切と勤労をむねとし
住みよい町をつくりましょう
1. 歴史と未来をみつめ
誇りある町をつくりましょう